**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍千葉県香取市府馬二五〇一番地、最後の住所千葉県柏市南逆井七丁目四番一〇号　被相続人　亡　菅谷　享

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月十八日　事務所千葉県流山市南流山六―九―二五　乾法律事務所　相続財産管理人　弁護士　吉田　眞一

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都渋谷区西原一丁目三六番地、最後の住所神奈川県綾瀬市小園一五〇〇番地の三　被相続人　亡　橘　孝子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月十八日　横浜市中区尾上町三丁目三五番地横浜第一有楽ビル二階　相続財産管理人　弁護士　深澤　詩子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍静岡県富士宮市羽鮒一二〇八番地三、最後の住所静岡県静岡市駿河区曲金五丁目三番三〇号静岡医療福祉センター　被相続人　亡　井出　金光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月十八日　静岡県藤枝市岡部町村良四一二番地、事務所静岡県藤枝市岡部町岡部二八番地の七　相続財産管理人　金子　伸也

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍名古屋市緑区曽根二丁目一二五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　大橋　藤生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月十八日　名古屋市中区錦三―五―三一ジブラルタ生命名古屋錦ビル一一階矢野法律事務所　相続財産管理人　弁護士　金澤　篤志

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍和歌山県紀の川市上丹生谷七〇七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　土田　京子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月十八日　事務所和歌山県橋本市東家一丁目一番一五号ファーサードビル二階　紀北はしもと法律事務所　相続財産管理人　弁護士　堀江　佳史

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍広島県広島市西区己斐中三丁目二〇五番地七、最後の住所鳥取県鳥取市東町三丁目三〇七番地　被相続人　亡　泉　一夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月十八日　鳥取県鳥取市南吉方一丁目一一四―三エステートビルⅡ二―二小坂壽法律事務所　相続財産管理人　弁護士　小坂　壽

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍鳥取県鳥取市賀露町南六丁目九〇三番地、最後の住所鳥取県鳥取市賀露町南六丁目一八番三二号　被相続人　亡　松田　京子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月十八日　鳥取県鳥取市興南町一二六番地二　相続財産管理人　中村　栄一

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍岡山県津山市小原一二〇五番地三、最後の住所岡山県津山市小原二二番地一二　被相続人　亡　内山　利治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月十八日　事務所岡山市北区富田町二丁目一三番一二号コートサイドビル二階うえにし法律事務所　相続財産管理人　弁護士　上西　芳樹

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍岡山県加賀郡吉備中央町下加茂一六五五番地、最後の住所岡山県赤磐市下仁保二一七番地二　被相続人　亡　太田　健司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月十八日　岡山県苫田郡鏡野町円宗寺一〇番地の二　相続財産管理人　髙橋　龍明

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍岡山県加賀郡吉備中央町下加茂一六五五番地、最後の住所岡山県赤磐市下仁保二一七番地二　被相続人　亡　太田　健司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月十八日　事務所広島県呉市中央一丁目四番二四号リベラビル四階　相続財産管理人　弁護士　上椙　裕章

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍愛媛県越智郡中村二八番戸、最後の住所不詳　被相続人　亡　越智　政治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月十八日　愛媛県今治市南宝来町一丁目五番地四月原ビル一階八島法律事務所　相続財産管理人　弁護士　八島　淳

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍熊本県熊本市南区野田町二六五番地、最後の住所熊本市南区白藤四丁目四番八号　被相続人　亡　添島　弘治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月十八日　事務所熊本市中央区細工町五丁目二八番一号伊藤ビル二階　あかつき法律事務所　相続財産管理人　弁護士　吉田　香織

**無縁墳墓等改葬公告**

墓地移転のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、墓地、埋葬等に関する法律施行規則第三条により改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十七年二月十八日

一、墳墓等所在地　愛知県半田市向山町一丁目一七番地、四二番地

一、墳墓等の名称　向山墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　すべて不詳

一、改葬を行おうとする者　愛知県半田市小神町二八番地の一　向山墓地改葬委員会　代表　稲葉　正

**家畜商営業保証金取戻し公告**

家畜商法第十条の七及び家畜商営業保証金規則第八条の規定により、左記の者はそれぞれ当該記載により営業保証金の取戻しをしようとしておりますので公告します。

当該営業保証金について家畜商法第十条の四第一項の権利を有する方は、本公告掲載の翌日から六箇月以内にその債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を山形県知事に提出して下さい。前記申出書の提出がないときは、当該営業保証金は取戻されます。

平成二十七年二月十八日

一、住所　氏名　山形県東根市荷口七番地の二　土田　豊年

営業保証金額　二万円